

## 関西府県の対処方針（10月13日時点）

府県	自粛要請・解除の判断基準	府県民への要請	事業主への要請	その他																				
滋賀県	<p>・客観的指標により、3段階のステージを設定し、社会経済活動の再開、感染者が再度増えてきた際の対策強化を判断</p> <p>＜現状＞7月17日警戒ステージに移行</p> <p>＜基準＞</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>判断指標</th> <th>特別警戒ステージ</th> <th>警戒ステージ</th> <th>注意ステージ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大阪府・京都府の緊急事態宣言</td> <td>—</td> <td>大阪府または京都府に発令</td> <td>大阪府・京都府に発令されていない</td> </tr> <tr> <td>感染経路不明感染者</td> <td>7日間に複数</td> <td>7日間に1名まで</td> <td>14日間連続ゼロ</td> </tr> <tr> <td>入院患者受入病床稼働率</td> <td>60%以上</td> <td>30%以上</td> <td>30%未満</td> </tr> <tr> <td>人工呼吸器等稼働率</td> <td>60%以上</td> <td>30%以上</td> <td>30%未満</td> </tr> </tbody> </table> <p>判断指標のうち、どれか1つでも満たすものがあれば、より悪いステージにあると判断する。ただし、参考指標の状況も鑑みて、ステージの判断は柔軟に行うものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・近畿及び近隣府県での緊急事態宣言の発令</li> <li>・県内の実効再生産数・濃厚接触者を除く PCR 検査陽性率</li> <li>・K 値</li> <li>・クラスターの発生（7日間）</li> </ul>	判断指標	特別警戒ステージ	警戒ステージ	注意ステージ	大阪府・京都府の緊急事態宣言	—	大阪府または京都府に発令	大阪府・京都府に発令されていない	感染経路不明感染者	7日間に複数	7日間に1名まで	14日間連続ゼロ	入院患者受入病床稼働率	60%以上	30%以上	30%未満	人工呼吸器等稼働率	60%以上	30%以上	30%未満	<p>＜感染対策の徹底＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○手洗いの励行、マスクの着用、3つの密の回避など、基本的な感染対策の徹底。特に高齢者と接する機会のある方は格段の注意</li> <li>○免疫力を保ち、高める生活習慣の実践(休養・適度な運動・ストレスをためない等)</li> <li>○感染者が多数確認されている大都市等への外出は慎重に検討</li> <li>○マスクをつけない状態での大声での会話を避けるなど、自らの感染対策も徹底したうえで施設を利用。利用する施設の感染防止策をしっかりと確認し、対策がとられていない施設は利用を回避</li> <li>○体調に違和感がある場合は、自宅で休養し、人との接触を回避。症状がなくても、感染を広める可能性があることを意識した行動</li> <li>○会食や飲み会、共同生活の場での感染対策の一層の徹底。特に集団での行動時に注意</li> <li>○新型コロナウイルス感染拡大防止システム「もしサポ滋賀」、接触確認アプリ「COCOA」の活用</li> </ul>	<p>＜施設・事業所における感染防止策の徹底＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○業種別感染拡大予防ガイドラインに基づく感染防止策の徹底。利用者にも感染防止策への協力を依頼</li> <li>○新型コロナウイルス感染拡大防止システム「もしサポ滋賀」の導入と「感染予防対策実施宣言書」の掲示</li> <li>○テレワーク・時差出勤の推進</li> </ul> <p>＜イベント開催自粛の考え方＞</p> <p>当面11月末まで、必要な感染防止策が担保される場合、次の収容率と人数上限でどちらか小さいほうを限度とする。それ以外の場合は、従前の目安を原則とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①収容率要件:感染リスクの少ないイベント(クラシック音楽コンサート等)については100%以内に緩和する。その他のイベント(ロックコンサート、スポーツイベント等)は50%以内(※)とする。 (※)異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ(5人以内に限る。)内では座席間隔を設けなくともよい。</li> <li>②人数上限 収容人数10,000人超→収容人数の50% 収容人数10,000人以下→5,000人</li> </ol> <p>※令和2年9月11日付け内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡「11月までの催物の開催制限等について」に準ずる</p> <p>＜大規模イベントにおける感染防止策の事前相談＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○全国的な移動を伴うイベントや参加者が1,000人を超えるイベントを開催予定の場合の県新型コロナ対策相談コールセンターへの相談</li> </ul>	
判断指標	特別警戒ステージ	警戒ステージ	注意ステージ																					
大阪府・京都府の緊急事態宣言	—	大阪府または京都府に発令	大阪府・京都府に発令されていない																					
感染経路不明感染者	7日間に複数	7日間に1名まで	14日間連続ゼロ																					
入院患者受入病床稼働率	60%以上	30%以上	30%未満																					
人工呼吸器等稼働率	60%以上	30%以上	30%未満																					
京都府	<p>新型コロナウイルス感染症におけるモニタリング指標</p> <p>＜基本的な考え方＞</p> <p>医療・検査体制の充実や、感染拡大予防の取組の進展等の状況変化を踏まえ、実際の感染の発生状況に応じた、よりきめ細やかな対応を図るため、基準を設定。</p> <p>＜現状＞9月25日以降、警戒基準</p> <p>＜基準＞</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>注意喚起基準</th> <th>警戒基準</th> <th>特別警戒基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>指標</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新規陽性者2名以上かつ</li> <li>・感染経路不明者1名以上(直近7日間の移動平均値)</li> </ul> </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新規陽性者5名以上かつ</li> <li>・感染経路不明者2名以上又は</li> <li>・重症者病床使用率20%</li> </ul> <p>※国が示した社会への協力要請を行うべき基準(新規陽性者10名以上)を超える場合などは、対策を強化</p> </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新規陽性者20名以上又は</li> <li>・重症者病床使用率40%</li> </ul> <p>※国とも調整の上、全国状況も踏まえて対策を判断(緊急事態宣言発令時等)</p> </td> </tr> <tr> <td>対策</td> <td>—</td> <td>専門家の意見も聴取し、対策を総合的に判断</td> <td>同左に加え、近隣府県とも連携</td> </tr> <tr> <td></td> <td>感染の拡大の兆候を早期に把握し、府民、事業者等に幅広く注意喚起</td> <td>感染の早期封じ込めのための対策、医療提供体制の更なる拡充等</td> <td>感染拡大防止のための行動制限を伴う対策等</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基準の運用に当たっては、新規陽性者数が前週より増加傾向にあるか(前週増加比1以上)や、PCR検査の陽性率(7日間移動平均)を併せてモニタリングする。</li> <li>・基準に該当した場合には、専門家の意見を聴取の上、感染経路、感染地域、PCR検査の状況、医療体制の状況等を勘案し、対策内容を総合的に判断する。</li> <li>・基準該当後も、状況を継続的にモニタリングし、状況に応じたきめ細やかな対応を図る。</li> </ul> <p>＜重点ターゲット＞(7月31日、9月1日、9月25日)</p> <p>感染拡大防止と社会経済活動両立を図るための3つの重点ターゲット</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①安心して飲食店を利用する。</li> <li>②大学生等が安心して学生生活を送る。</li> <li>③重症化リスクのある方の感染を防ぐ。</li> </ol>		注意喚起基準	警戒基準	特別警戒基準	指標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新規陽性者2名以上かつ</li> <li>・感染経路不明者1名以上(直近7日間の移動平均値)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新規陽性者5名以上かつ</li> <li>・感染経路不明者2名以上又は</li> <li>・重症者病床使用率20%</li> </ul> <p>※国が示した社会への協力要請を行うべき基準(新規陽性者10名以上)を超える場合などは、対策を強化</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新規陽性者20名以上又は</li> <li>・重症者病床使用率40%</li> </ul> <p>※国とも調整の上、全国状況も踏まえて対策を判断(緊急事態宣言発令時等)</p>	対策	—	専門家の意見も聴取し、対策を総合的に判断	同左に加え、近隣府県とも連携		感染の拡大の兆候を早期に把握し、府民、事業者等に幅広く注意喚起	感染の早期封じ込めのための対策、医療提供体制の更なる拡充等	感染拡大防止のための行動制限を伴う対策等	<p>＜新しいライフスタイルの要請＞</p> <p>感染拡大防止と社会経済活動の両立を図るため、府民一人一人に新しいライフスタイルの実践を要請</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○感染防止の3つの基本(身体的距離の確保、マスクの着用、手洗い)を実践すること</li> <li>○換気の悪い密閉空間、多数が集まる密集場所、間近で会話や発声をする密着場面を避けること</li> <li>○発熱又は風邪の症状がある場合は、無理せず自宅で療養すること。</li> <li>○店舗等を利用する場合は、ガイドライン推進宣言事業所ステッカー掲示施設を利用し、「こころ」等接触確認アプリを活用すること</li> <li>○新型コロナは、誰もが感染しうる病気であり、感染者等に対する差別的扱いや誹謗中傷は絶対に行わないこと</li> </ul> <p>＜飲食機会における感染防止対策＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ガイドラインを遵守していない店舗の利用を自粛する</li> <li>○大人数での大声の会話・歌唱を伴う宴会・飲み会は控える</li> <li>※大声での会話・歌唱を避ける場合人数制限なし</li> </ul>	<p>＜事業所等における感染拡大防止＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○在宅勤務、テレワーク、分散出勤、サテライトオフィスなど、感染拡大を予防する新しい働き方を推進</li> <li>○従業員の飲食機会における感染予防の徹底</li> </ul> <p>＜イベント開催時の感染拡大防止＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○当面11月末まで、イベント種類及び会場規模にあわせて収容率及び人数上限の目安を設定し、どちらか小さい方を限度とする。</li> </ul> <p>【収容率要件】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①大声での歓声・声援等が想定されない→収容定員の100%以内</li> <li>②大声での歓声・声援等が想定される→収容定員の50%以内</li> </ol> <p>【人数上限】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①収容人数10,000人超→収容人数の50%</li> <li>②収容人数10,000以下→5,000人</li> </ol> <ul style="list-style-type: none"> <li>○お祭り、花火大会、野外フェスティバル等は、全国的又は広域的、参加者の把握が困難なものは中止を含めて慎重に検討</li> </ul> <p>＜飲食店における感染拡大防止対策＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ガイドライン遵守の徹底</li> <li>・風営法に基づく立入調査、感染症法・食品衛生法・建築物衛生法に基づく店舗立入等の機会を活用したガイドライン遵守の啓発</li> <li>・対策チームによるクラスター発生店舗等へのガイドラインの徹底指導</li> <li>・ガイドライン推進京都会議によるステッカー掲示の徹底</li> <li>○緊急連絡サービス「こころ」や「あんしん追跡サービス」の普及拡大</li> <li>・啓発資材・チラシの配布、利用啓発動画等普及拡大キャンペーンによる登録店舗、利用者の一層の拡大</li> <li>・来店時やチェックイン時の登録呼び掛け</li> </ul>	<p>＜大学生等における感染拡大防止＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○大学における感染防止対策の要請</li> <li>・学生に対するメール等による一斉注意喚起の実施</li> <li>・学内の感染拡大防止対策の徹底</li> <li>・啓発動画等を活用した全学生を対象としたガイダンスの実施</li> <li>○大学生活における感染防止対策の要請</li> <li>・日常生活における感染防止のため、徹底して3密を避けること</li> <li>・大学等における感染拡大予防のためのガイドラインを遵守すること</li> <li>・課外活動では、責任者を決め、活動マニュアルを遵守すること</li> <li>○中学校、高校における感染防止対策の要請</li> <li>・有識者メッセージ動画による中高生への新しい生活様式等の啓発</li> <li>・部活動等、集団活動を含めた感染防止の注意喚起</li> <li>○大学生等PCR検査ネットワークの構築</li> <li>・医療機関・施設等で実習する大学生等を対象としたPCR検査実施</li> <li>・大学保健センター等におけるPCR検査実施のための体制支援</li> </ul> <p>＜重症化リスクのある方の感染防止＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○施設における面会の自粛要請</li> <li>医療機関、社会福祉施設等への面会等を自粛し、リモート面会などICTを活用</li> <li>○社会福祉施設等職員に対する研修</li> <li>・感染防止対応DVD等を活用した職員研修の実施</li> <li>・高齢者施設等における感染拡大防止のための自主点検チェックリストの作成・配布</li> <li>○高齢者、基礎疾患のある方等は、人混みや感染多発地域への外出は極力控える。無症状者が多い若年層は、高齢者等に会う場合は、特に慎重に行動する。</li> <li>○感染者が多数発生している地域等に立地する医療機関や高齢者施設等に勤務する職員、入院・入所者に対するPCR検査実施</li> </ul>				
	注意喚起基準	警戒基準	特別警戒基準																					
指標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新規陽性者2名以上かつ</li> <li>・感染経路不明者1名以上(直近7日間の移動平均値)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新規陽性者5名以上かつ</li> <li>・感染経路不明者2名以上又は</li> <li>・重症者病床使用率20%</li> </ul> <p>※国が示した社会への協力要請を行うべき基準(新規陽性者10名以上)を超える場合などは、対策を強化</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新規陽性者20名以上又は</li> <li>・重症者病床使用率40%</li> </ul> <p>※国とも調整の上、全国状況も踏まえて対策を判断(緊急事態宣言発令時等)</p>																					
対策	—	専門家の意見も聴取し、対策を総合的に判断	同左に加え、近隣府県とも連携																					
	感染の拡大の兆候を早期に把握し、府民、事業者等に幅広く注意喚起	感染の早期封じ込めのための対策、医療提供体制の更なる拡充等	感染拡大防止のための行動制限を伴う対策等																					

府県	自粛要請・解除の判断基準	府県民への要請	事業者への要請	その他																																		
大阪府	<p>大阪モデル ＜基本的考え方＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 感染拡大状況を判断するため、府独自に指標を設定し、日々モニタリング・見える化。</li> <li>○ 各指標について、「感染拡大の兆候」と「感染の収束状況」を判断するための基準を設定し、各基準の状況に応じて、府民に周知する。</li> </ul> <p>＜モニタリング指標と基準、信号の点灯・消灯基準の考え方＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「非常事態（赤色）」の指標を新たに設定し、想定病床を上回る感染拡大の恐れが生じていることを府民に周知する。</li> <li>○ 感染発生状況については各指標を日々モニタリング・見える化し、「警戒（黄色）」の発動の有無にかかわらず、発生状況に応じて病床確保などの取組みを迅速にすすめる。</li> <li>○ 「警戒（黄色）」が点灯しない場合でも、感染発生状況に応じて、府民への注意喚起を行う。</li> <li>○ 非常事態等の解除においては、感染収束が見られることから、一定期間「解除（緑色）」を点灯させた後、消灯させる。</li> </ul> <p>＜現状＞7月12日府民に対する警戒の基準に到達 ＜基準＞</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分析事項</th> <th>モニタリング指標</th> <th>府民に対する警戒の基準</th> <th>府民に対する非常事態の基準</th> <th>府民に対する警戒・非常事態解除の基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 市中での感染拡大状況</td> <td>①新規陽性者における感染経路不明者7日間移動平均前週増加比 ②新規陽性者における感染経路不明者数7日間移動平均</td> <td>①2以上かつ ②10人以上</td> <td>—</td> <td>②10人未満</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">(2) 新規陽性患者の拡大状況</td> <td>③7日間合計新規陽性者数（うち後半3日間）</td> <td>120人以上かつ 後半3日間で半数以上</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>④直近1週間の人口10万人あたり新規陽性者数</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>0.5人未満</td> </tr> <tr> <td>(3) 病床の逼迫状況</td> <td>⑤患者受入重症病床利用率</td> <td>—</td> <td>70%以上（警戒（黄色）信号が点灯した日から25日以内）</td> <td>60%未満</td> </tr> <tr> <td>【参考指標】 確定診断検査における陽性率の7日間移動平均</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>【参考指標】 新規陽性者における感染経路不明者の割合</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	分析事項	モニタリング指標	府民に対する警戒の基準	府民に対する非常事態の基準	府民に対する警戒・非常事態解除の基準	(1) 市中での感染拡大状況	①新規陽性者における感染経路不明者7日間移動平均前週増加比 ②新規陽性者における感染経路不明者数7日間移動平均	①2以上かつ ②10人以上	—	②10人未満	(2) 新規陽性患者の拡大状況	③7日間合計新規陽性者数（うち後半3日間）	120人以上かつ 後半3日間で半数以上	—	—	④直近1週間の人口10万人あたり新規陽性者数	—	—	0.5人未満	(3) 病床の逼迫状況	⑤患者受入重症病床利用率	—	70%以上（警戒（黄色）信号が点灯した日から25日以内）	60%未満	【参考指標】 確定診断検査における陽性率の7日間移動平均	—	—	—	—	【参考指標】 新規陽性者における感染経路不明者の割合	—	—	—	—	<p>＜府民へのよびかけ＞</p> <p>イエローステージ（警戒）の対応方針に基づく要請</p> <p>〔区域〕大阪府全域 〔期間〕10月10日～11月15日（ただし、感染拡大の状況に応じて判断）</p> <p>〔実施内容〕（特措法第24条第9項に基づく）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 以下の方は、感染リスクの高い環境を避け、少しでも症状が有る場合、早めに検査を受診する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高齢者の方</li> <li>・ 高齢者と日常的に接する家族</li> <li>・ 高齢者施設・医療機関等の職員</li> </ul> </li> <li>○ 3密で唾液が飛び交う環境を避ける。</li> <li>○ 業種別が「ドライブイン」を遵守（感染防止宣言ステッカーの導入）していない、接待を伴う飲食店及び酒類の提供を行う飲食店の利用を自粛</li> </ul>	<p>＜イベントの開催（府主共催を含む）＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 業種別が「ドライブイン」の遵守を徹底、国の接触確認アプリ「COCOA」、大阪コロナ追跡システムの導入、又は名簿作成などの追跡対策の徹底を要請</li> <li>○ 開催制限 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 業種別が「ドライブイン」の見直しを前提に、必要な感染防止策が担保される場合は、「令和2年9月11日付国事務連絡「11月末までの細部との開催制限等について」」をもとに緩和</li> <li>・ 全国的な移動を伴う又は参加者が1,000人を超えるようなイベントを開催する際は、そのイベントの開催要件等を、大阪府に事前相談</li> <li>・ 国が業種別が「ドライブイン」の見直しや収容率要件・人数上限の見直しを行った場合、国に準じ対応</li> <li>・ 適切な感染防止策が実施されていないイベントや、リスクへの対応が整っていないイベントは、開催自粛を要請することも検討</li> </ul> </li> </ul> <p>＜施設（府有施設を含む）＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 高齢者施設、医療機関等は、職員施設と関わりのある業務の従業員、入所者・入院患者、外部から訪問される方に対し、徹底した感染防止対策を求める。</li> <li>○ 高齢者施設、医療機関等の職員に少しでも症状が有る場合は、検査受診を勧める。</li> <li>○ 業種別が「ドライブイン」の遵守（感染防止宣言ステッカーの導入）</li> <li>○ 国の接触確認アプリ「COCOA」、大阪コロナ追跡システムの導入、名簿作成など追跡対策をとる。</li> <li>○ 夜の街関連施設の従業員に少しでも症状がある場合は検査受診を勧める。</li> </ul> <p>※ミナミの臨時検査場における検査継続実施</p>	<p>＜経済界へのお願い＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 従業員などへの注意喚起など、適切な感染防止対策を講じる。</li> </ul> <p>＜大学等へのお願い＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 学生などへの注意喚起など、適切な感染防止対策を講じる。</li> </ul>
	分析事項	モニタリング指標	府民に対する警戒の基準	府民に対する非常事態の基準	府民に対する警戒・非常事態解除の基準																																	
	(1) 市中での感染拡大状況	①新規陽性者における感染経路不明者7日間移動平均前週増加比 ②新規陽性者における感染経路不明者数7日間移動平均	①2以上かつ ②10人以上	—	②10人未満																																	
	(2) 新規陽性患者の拡大状況	③7日間合計新規陽性者数（うち後半3日間）	120人以上かつ 後半3日間で半数以上	—	—																																	
④直近1週間の人口10万人あたり新規陽性者数		—	—	0.5人未満																																		
(3) 病床の逼迫状況	⑤患者受入重症病床利用率	—	70%以上（警戒（黄色）信号が点灯した日から25日以内）	60%未満																																		
【参考指標】 確定診断検査における陽性率の7日間移動平均	—	—	—	—																																		
【参考指標】 新規陽性者における感染経路不明者の割合	—	—	—	—																																		
兵庫県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 緊急事態宣言解除後の次なる波に向けた、社会活動制限についての方向性基準を設定</li> <li>・ 発動内容については、近隣府県の動向、国の方針、地域別状況を踏まえて総合的に判断</li> </ul> <p>＜現状＞9月1日感染警戒期に引き下げ ＜基準＞</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>感染小康期</th> <th>感染警戒期</th> <th>感染増加期</th> <th>感染拡大期1</th> <th>感染拡大期2</th> <th>感染拡大特別期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対応の方向性</td> <td>予防</td> <td>警戒</td> <td>制限強化</td> <td>制限強化</td> <td>制限強化</td> <td>制限強化</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">判断基準</td> <td>新規陽性者（1週間平均）</td> <td>10人未満</td> <td>10人以上（警戒基準）</td> <td>20人以上</td> <td>30人以上</td> <td>40人以上</td> <td rowspan="2">総合的に判断</td> </tr> <tr> <td>直近1週間の人口10万人当たりの新規感染者</td> <td>1.25人未満</td> <td>1.25人以上</td> <td>2.5人以上</td> <td>3.75人以上</td> <td>5人以上</td> </tr> </tbody> </table>	区分	感染小康期	感染警戒期	感染増加期	感染拡大期1	感染拡大期2	感染拡大特別期	対応の方向性	予防	警戒	制限強化	制限強化	制限強化	制限強化	判断基準	新規陽性者（1週間平均）	10人未満	10人以上（警戒基準）	20人以上	30人以上	40人以上	総合的に判断	直近1週間の人口10万人当たりの新規感染者	1.25人未満	1.25人以上	2.5人以上	3.75人以上	5人以上	<p>＜外出自粛等の要請＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 感染拡大予防が「ドライブイン」等に基づく感染予防がなされていない接待を伴う飲食店など感染リスクの高い施設の利用を目的とした、県境をまたぐ移動を自粛</li> <li>○ 感染拡大予防が「ドライブイン」等に基づく感染防止策がなされていない感染リスクの高い施設の利用を自粛。高齢者や基礎疾患のある者は、特に注意</li> <li>○ 感染拡大予防が「ドライブイン」等に基づく感染防止策がなされていない施設における大人数での会食や飲み会は自粛、若者グループについては、特に注意</li> <li>○ 大声での会話、回し飲みを避ける</li> <li>○ 発熱等の症状がある場合は、外出を控える</li> <li>○ 発熱が続く、息苦しさ、倦怠感、味覚・嗅覚障害等の症状があれば、帰国者接触者相談センター（保健所）へ相談。特に発熱や咳などの比較的軽い症状でも、高齢者や基礎疾患のある者は早めに相談</li> <li>○ 感染拡大予防が「ドライブイン」等に基づく感染防止策がなされていないイベントへの参加自粛</li> <li>○ 感染拡大を予防する「ひょうごスタイル」の推進</li> <li>○ 店舗・施設やイベント等における感染拡大防止を図るため、クラスター発生のおそれがある時等に迅速に利用者への注意喚起情報を提供する「兵庫県新型コロナウイルス追跡システム」の利用</li> <li>○ 新型コロナウイルス接触確認アプリ「COCOA」の登録</li> </ul>	<p>＜イベントの開催自粛要請等＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 感染拡大予防が「ドライブイン」等に基づく感染防止策がなされていないイベント等の中止又は延期</li> <li>○ 全国的又は広域的な祭り、野外フェス等については、慎重に検討し、開催する場合は人と人の間隔(1m)を設ける</li> <li>○ 地域で行われる盆踊り等、全国的又は広域的な移動が見込まれない行事で、参加者がおおよそ把握できるものは、人数制限を行わない</li> <li>○ 参加者が1,000人を超えるイベントは、県へ事前相談</li> </ul> <p>【収容率要件】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 大声での歓声・声援等がないことを前提とするイベント（クラシック音楽コンサート等）100%以内</li> <li>② 大声での歓声・声援等が想定されるイベント（ロックコンサート、スポーツイベント等）50%以内（※）</li> </ol> <p>（※）異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ（5人以内に限る。）内では座席間隔を設けなくともよい。</p> <p>【人数上限】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 収容人数10,000人超→収容人数の50%</li> <li>② 収容人数10,000人以下→5,000人</li> </ol> <p>※令和2年9月11日付内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡「11月までの催物の開催制限等について」に準ずる</p> <p>＜事業者への感染防止対策等の要請＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 業種ごとの感染予防が「ドライブイン」に基づく感染防止対策の徹底</li> <li>○ 特に接待を伴う飲食店及び酒類の提供を行う飲食店等に対し、保健所による食品衛生法上の指導にあわせた感染防止策の周知の徹底</li> <li>○ 飲食店に対し、発熱、せき、味覚障害など、少しでも症状がある従業員がいる場合の自宅待機及び検査受診</li> <li>○ 社会福祉施設に対して、職員・通所者等への感染防止対策の徹底</li> <li>○ 「感染拡大防止宣言ポスター」の掲示</li> <li>○ 「兵庫県新型コロナウイルス追跡システム」への登録と、可能な限り、QRコードをテーブルやカウンターなどで掲示</li> <li>○ 店舗・施設利用者へ「COCOA」の登録を要請</li> </ul>	<p>＜事業者・関係団体への要請＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 感染拡大を予防する「ひょうごスタイル」推進</li> <li>○ 関係団体を通じた企業等に対する接触機会低減等の取組</li> <li>・ 在宅勤務（テレワーク）、TV会議、ローテーション勤務等の推進</li> <li>・ 「三つの密」回避の促進、職場内の換気励行、発熱等の風邪症状がみられる従業員への出勤免除</li> </ul> <p>【改めて、うつらない・うつさない宣言】 令和2年9月17日発出</p> <p>【「コロナに負けないひょうご」を目指しましょう！】 令和2年10月14日発出</p>						
	区分	感染小康期	感染警戒期	感染増加期	感染拡大期1	感染拡大期2	感染拡大特別期																															
対応の方向性	予防	警戒	制限強化	制限強化	制限強化	制限強化																																
判断基準	新規陽性者（1週間平均）	10人未満	10人以上（警戒基準）	20人以上	30人以上	40人以上	総合的に判断																															
	直近1週間の人口10万人当たりの新規感染者	1.25人未満	1.25人以上	2.5人以上	3.75人以上	5人以上																																

府県	自粛要請・解除の判断基準	府県民への要請	事業者への要請	その他												
奈良県	<p>(1) 感染者判明の状況等から奈良県のフェーズを判断  <b>&lt;現状&gt;</b> 5月13日フェーズ2へ移行  <b>&lt;基準&gt;</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>フェーズ</th> <th>感染者発生状況</th> <th>行動自粛</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>フェーズ 1</td> <td>県内及び近隣地域の新規感染判明者が増加し、強い行動自粛の要請が必要な状況</td> <td>一般的な外出自粛要請</td> </tr> <tr> <td>フェーズ 2</td> <td>県内及び近隣地域の新規感染判明者が低水準で低下傾向</td> <td>一般的な外出自粛要請を緩和 感染リスクの高い場所・集会への訪問自粛を要請 必要な感染リスク低減配慮を要請</td> </tr> <tr> <td>フェーズ 3</td> <td>県内及び近隣地域の感染判明者がほとんど見られず、新規判明増加の傾向も見えない</td> <td>外出行動自粛を更に緩和 必要最低限の感染リスク低減の要請は維持</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 3つの段階の判断は、3つの判断項目について、7つの判断基準で行う  <b>【判断項目 1 新規感染判明者の水準】</b>  ① 県内及び大阪での新規感染者数の水準が抑えられているか  基準数値：人口10万人当たり新規感染判明者数  フェーズ 2：直近1週間で0.5人未満  フェーズ 3：直近2週間で0.1人未満  ② 新規感染判明の段階での感染経路が明確か  基準数値：直近1週間における新規感染判明者に占める感染経路不明者の割合 1/2 未満  <b>【判断項目 2 県内の感染者への医療・療養体制の安定性】</b>  ③ 感染判明者は全て病院や施設で治療・療養ができていないか  基準数値：自宅療養ゼロが維持されているか  ④ 感染判明者の入院、重症者の受入及び宿泊療養施設の受入の容量に十分な余裕があるか  基準数値：占有率 50% 未満  <b>【判断項目 3 感染拡大防止体制の充実】</b>  ⑤ 感染判明後の感染経路の推定に十分な明確さがあるか  感染経路推定の分析が感染拡大防止に効果的な程度に達しているか  ⑥ 新規感染判定の体制（現在はPCR検査）が整っているか  ⑦ 感染拡大防止の措置の実効性が十分か  行動自粛率：各項目の自粛の率が、感染拡大防止に効果的な程度に達しているか</p>	フェーズ	感染者発生状況	行動自粛	フェーズ 1	県内及び近隣地域の新規感染判明者が増加し、強い行動自粛の要請が必要な状況	一般的な外出自粛要請	フェーズ 2	県内及び近隣地域の新規感染判明者が低水準で低下傾向	一般的な外出自粛要請を緩和 感染リスクの高い場所・集会への訪問自粛を要請 必要な感染リスク低減配慮を要請	フェーズ 3	県内及び近隣地域の感染判明者がほとんど見られず、新規判明増加の傾向も見えない	外出行動自粛を更に緩和 必要最低限の感染リスク低減の要請は維持	<p>【「うつらない」「うつさない」ための基本の対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・マスクの着用、こまめに換気、手洗いの徹底</li> </ul> <p>【「うつらない」対策】</p> <p>&lt;買い物&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・計画をたてて素早く済ませます。</li> <li>・1人または少人数ですいた時間に</li> <li>・現金の直接の手渡しを避ける</li> <li>・レジに並ぶ時は、前後にスペース</li> </ul> <p>&lt;勤務先&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・会話は真正面を避ける</li> <li>・人との間隔を2m(最低1m)空ける。</li> <li>・テレワーク、ローテーション勤務の活用</li> <li>・名刺交換はオンラインで</li> </ul> <p>&lt;飲食店&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・多人数・長時間の会食は避ける。</li> <li>・対面は避け、横並び、一つ飛ばし、互い違いに座る</li> <li>・感染防止対策を実施している店舗を選ぶ。</li> <li>・大皿は避けて、料理は個々に注文</li> <li>・お酌、グラスやお猪口の回し飲みは避ける。</li> </ul> <p>&lt;車に同乗する時&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・マスクを着けて、換気を徹底</li> <li>・長時間のドライブは避ける。</li> </ul> <p>&lt;カラオケに行く時&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人との間隔を2m(最低1m)空ける。</li> <li>・真正面を避けて、横並びで座る。</li> <li>・歌う人の正面に食べ物を置かない</li> </ul> <p>【「うつさない」対策】</p> <p>&lt;帰宅後&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・家に帰ったらすぐに手や顔を洗う。</li> <li>・できるだけすぐに着替え、シャワー</li> <li>・タオルは、トイレ・洗面所・キッチンなどで共用しない。</li> <li>・家の中でも咳エチケット</li> </ul> <p>&lt;勤務先&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人との間隔を2m(最低1m)空ける。</li> <li>・毎朝の検温、健康チェック</li> <li>・症状がある場合は自宅で療養</li> <li>・勤務中に体調が悪くなった場合は無理せず帰宅</li> </ul>	<p>&lt;イベントの開催&gt;</p> <p>○開催制限の概要（～11月末まで）</p> <p>【収容率要件】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 大声での歓声・声援等が想定されない →100%以内（席がない場合は適切な間隔）</li> <li>② 大声での歓声・声援等が想定されるもの →50%以内（席がない場合は十分な間隔）</li> </ol> <p>【人数上限】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 収容人数10,000人超→収容人数の50%</li> <li>② 収容人数10,000人以下→5,000人</li> </ol> <p>※感染リスクを軽減するための各種措置が担保されていること等が緩和の条件で、それ以外の場合、従来の目安を原則とする。</p> <p>※収容率と人数上限でどちらか小さい方を限度（両方の条件を満たす必要がある）</p> <p>※異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ（5人以内に限る）内では座席間隔を設けなくともよい。すなわち、収容率は50%を超える場合がある。</p> <p>※その他詳細は、令和2年9月11日付け内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡のとおりとする。</p> <p>○全国的な人の移動を伴うイベント(プロボーツ等又は、参加者が1,000人を超えるようなイベント)開催を予定する場合は、県に事前相談を行う。</p> <p>&lt;施設の利用&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入場時等に検温を実施し、発熱等の症状がある方は利用を控えてもらうようにする。</li> <li>・施設の利用前に、施設利用者に接触確認アプリのインストールを促すこと。また、必要に応じて、施設利用者の連絡先等の把握をする。</li> <li>・施設利用の際には、熱中症等の対策が必要な場合を除き、原則、マスクを着用することを促す。また、消毒や手洗いなど「新しい生活様式」に基づく行動を徹底することを促す。</li> <li>・施設利用の際には、入退場時、休憩時間や待合場所等を含め、三密を作らないよう徹底する。</li> <li>・感染拡大予防のための業種別ガイドライン等に則した感染防止策を徹底する。</li> </ul>	<p>【我々の心得】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○県内での感染事例が連続で発生していますが、「正しく注意して」うつらないよう行動し、元気に社会・経済活動を行いましょ。</li> <li>○「うつらない」「うつさない」の習慣化</li> <li>・「うつらない」対策をその都度説明。</li> <li>・「うつさない」配慮（職場・家庭）を繰り返しお願い。</li> <li>・どのようにうつされたのかを明確にしていく。</li> <li>○拡大防止への対策</li> <li>・死亡につながる重症化を防ぐ。</li> <li>・感染したら、全員隔離してうつさない。</li> <li>・医療崩壊はさせない。</li> <li>・感染施設は一定期間閉じる。</li> <li>○感染者の人権への配慮</li> <li>・医療関係者や感染された方等への中傷や差別は絶対にやめましょ。</li> </ul>
フェーズ	感染者発生状況	行動自粛														
フェーズ 1	県内及び近隣地域の新規感染判明者が増加し、強い行動自粛の要請が必要な状況	一般的な外出自粛要請														
フェーズ 2	県内及び近隣地域の新規感染判明者が低水準で低下傾向	一般的な外出自粛要請を緩和 感染リスクの高い場所・集会への訪問自粛を要請 必要な感染リスク低減配慮を要請														
フェーズ 3	県内及び近隣地域の感染判明者がほとんど見られず、新規判明増加の傾向も見えない	外出行動自粛を更に緩和 必要最低限の感染リスク低減の要請は維持														
和歌山県	<p>県内および近隣府県の感染状況が一定の基準を上回った場合は、自粛要請レベルの再引き上げを含む見直しを行う  <b>&lt;基準&gt;</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> <th>自粛要請</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>近隣府県での発生基準</td> <td>○新規陽性者数 40人以上/日 複数日出現</td> <td>県外受入自粛の強化等</td> </tr> <tr> <td>和歌山県での発生基準</td> <td>①新規陽性者数 5人以上/日・複数日出現 ②肺炎患者陽性率5%以上 ③新規感染陽性率5%以上 ④病床使用率50%以上</td> <td>不要不急の外出自粛 営業自体の自粛等</td> </tr> </tbody> </table> <p>※①、②、③、④の全て  ※②、③は7日間移動平均  ※④は紀北と紀南のいずれか</p>	区分	内容	自粛要請	近隣府県での発生基準	○新規陽性者数 40人以上/日 複数日出現	県外受入自粛の強化等	和歌山県での発生基準	①新規陽性者数 5人以上/日・複数日出現 ②肺炎患者陽性率5%以上 ③新規感染陽性率5%以上 ④病床使用率50%以上	不要不急の外出自粛 営業自体の自粛等	<p>【県民の皆様へのお願い（9/3）】</p> <p>&lt;県民へのお願い&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○大阪や首都圏、その他特に感染が拡大している地域に出かける際は、基本的な感染症対策（マスク着用、手洗いなど）を心がけるとともに、会食や接待を伴う飲食は控える</li> <li>○友人や知人との夜遅くまで長時間、集団で会食をし、そのまま友人の部屋に宿泊するような行動は控える</li> <li>○通勤や通学前に検温をし、発熱などの症状がある場合は通勤や通学を控えてクリニックを受診する</li> <li>○濃厚接触者が1回目のPCR検査で陰性となっても、2週間の経過観察中に陽性になったケースもあるため、濃厚接触者は、経過観察中は必ず自宅待機を行い、人との接触を避ける</li> </ul>	<p>&lt;事業所へのお願い&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○従業員等の発熱などのチェックをし、症状がある場合は業務に従事させず、クリニックの受診を勧めるなど、適切な対応を</li> <li>○全ての業界、事業所でガイドラインの遵守とポスター(※)掲示を(※関西広域連合啓発ポスター)</li> </ul> <p>&lt;イベント開催自粛の考え方&gt;</p> <p>必要な感染防止策が担保される場合は緩和することとし、当面11月末まで、次の収容率と人数上限でどちらか小さいほうを限度とする。それ以外の場合は、従前の目安を原則とする</p> <p>【収容率要件】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 大声での歓声・声援等がないことを前提とするイベント(クラシック音楽コンサート等)100%以内</li> <li>② 大声での歓声・声援等が想定されるイベント(ロックコンサート、スポーツイベント等)50%以内(※)</li> </ol> <p>(※)異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ（5人以内に限る。）内では座席間隔を設けなくともよい。</p> <p>【人数上限】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 収容人数10,000人超→収容人数の50%</li> <li>② 収容人数10,000人以下→5,000人</li> </ol> <p>※令和2年9月11日付け内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡「11月までの催物の開催制限等について」に準ずる</p>	<p>&lt;病院や福祉施設等集団生活を行っている施設へのお願い&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○病院や福祉施設等の職員は、施設内へ感染の持ち込みが発生しないよう特に注意</li> <li>○訪問介護や通所サービスの職員やケアマネージャーも含め、職員自身での感染防止対策をより徹底するとともに、事業所においても発熱などのチェックを実施するなど、健康観察のさらなる徹底を</li> </ul> <p>&lt;医療機関・クリニックへのお願い&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○新型コロナウイルスの感染拡大防止には早期発見が重要であることから、本県ではクリニックで感染者を発見してもらうシステムを構築。医療機関、特にクリニックは、感染の疑いのある患者の発見に積極的に努めていただくよう改めてお願い</li> </ul>			
区分	内容	自粛要請														
近隣府県での発生基準	○新規陽性者数 40人以上/日 複数日出現	県外受入自粛の強化等														
和歌山県での発生基準	①新規陽性者数 5人以上/日・複数日出現 ②肺炎患者陽性率5%以上 ③新規感染陽性率5%以上 ④病床使用率50%以上	不要不急の外出自粛 営業自体の自粛等														

府県	自粛要請・解除の判断基準	府県民への要請	事業主への要請	その他																																																																							
鳥取県	<p>&lt;鳥取県版新型コロナ警報&gt; 10月13日、全国でも最も厳しい水準は維持しつつ、本県の医療提供体制を踏まえ、社会・経済活動との両立を図る見直を行った。</p> <p>&lt;現状&gt;9月22日県東部及び中部の注意報を解除、県西部を注意報に引き下げ 10月3日県西部の注意報を解除</p> <p>&lt;基準&gt;</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>注意報</th> <th>警報</th> <th>特別警報</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>判断指標</td> <td>①新規陽性患者数 東部 1人/週、中部 1人/週、西部 1人/週</td> <td>東部 3人/週、中部 2人/週、西部 3人/週</td> <td></td> </tr> <tr> <td>標</td> <td>②現時点確保病床稼働率 —</td> <td>圏域ごとに稼働率 15%超</td> <td>圏域ごとに稼働率 50%超</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">運用</td> <td>発令</td> <td colspan="3">圏域単位で発令</td> </tr> <tr> <td>発令期間</td> <td>始期：①の基準に達した日 終期：②の基準を下回った日</td> <td>始期：①②がいずれも基準に達した日 終期：①②がいずれかが基準を下回った日</td> <td></td> </tr> <tr> <td>解除</td> <td colspan="3">①②のいずれかが基準を下回った日の翌日 (警報、注意報の要件を満たしている場合はそちらに移行)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">活動制限</td> <td>外出・イベント・施設</td> <td>○感染拡大を予防する事項の呼びかけを強化 ・手洗い励行、マスク着用 ・換気の徹底 ・施設内の消毒</td> <td>○クラスター発生施設に係る箇所、3密な場所 ○状況に応じて不要不急の外出自粛を要請 ○市中感染が広がった場合、比較的規模の大きなイベント等から順次制限 ○必要性があると認められる業務や施設に限って要請</td> <td>○生活維持に必要なものを除く外出自粛を要請</td> </tr> <tr> <td>学校</td> <td>○感染者の学校休業の検討が基本</td> <td>○感染者の学校休業の検討が基本 ○市中感染の拡がり状況を勘案し、必要に応じて感染リスクの高い教育活動の制限、分散登校、休業等</td> <td>○市中感染の拡がり状況を勘案し、必要に応じて該当の圏域又は全県での教育活動の制限、分散登校、休業等</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">医療強化</td> <td>保健所</td> <td>○疫学調査応援職員を派遣</td> <td>○疫学調査応援職員を派遣 ○相談センター応援職員を派遣 等</td> <td></td> </tr> <tr> <td>医療・福祉</td> <td>○施設内感染対策の確認 ○病床確保の準備 等</td> <td>○施設内感染対策の徹底 ○必要物資の送付、空床確保 等</td> <td>○病床・人工呼吸器 緊急調達 ○施設への医療人材の派遣 等</td> </tr> <tr> <td></td> <td>要請の法的根拠等</td> <td>協力依頼 等</td> <td>県クラスター対策条例、特措法第24条第9項による要請 等</td> <td>県クラスター対策条例による要請、特措法第45条も発動 等</td> </tr> </tbody> </table>	区分	注意報	警報	特別警報	判断指標	①新規陽性患者数 東部 1人/週、中部 1人/週、西部 1人/週	東部 3人/週、中部 2人/週、西部 3人/週		標	②現時点確保病床稼働率 —	圏域ごとに稼働率 15%超	圏域ごとに稼働率 50%超	運用	発令	圏域単位で発令			発令期間	始期：①の基準に達した日 終期：②の基準を下回った日	始期：①②がいずれも基準に達した日 終期：①②がいずれかが基準を下回った日		解除	①②のいずれかが基準を下回った日の翌日 (警報、注意報の要件を満たしている場合はそちらに移行)			活動制限	外出・イベント・施設	○感染拡大を予防する事項の呼びかけを強化 ・手洗い励行、マスク着用 ・換気の徹底 ・施設内の消毒	○クラスター発生施設に係る箇所、3密な場所 ○状況に応じて不要不急の外出自粛を要請 ○市中感染が広がった場合、比較的規模の大きなイベント等から順次制限 ○必要性があると認められる業務や施設に限って要請	○生活維持に必要なものを除く外出自粛を要請	学校	○感染者の学校休業の検討が基本	○感染者の学校休業の検討が基本 ○市中感染の拡がり状況を勘案し、必要に応じて感染リスクの高い教育活動の制限、分散登校、休業等	○市中感染の拡がり状況を勘案し、必要に応じて該当の圏域又は全県での教育活動の制限、分散登校、休業等	医療強化	保健所	○疫学調査応援職員を派遣	○疫学調査応援職員を派遣 ○相談センター応援職員を派遣 等		医療・福祉	○施設内感染対策の確認 ○病床確保の準備 等	○施設内感染対策の徹底 ○必要物資の送付、空床確保 等	○病床・人工呼吸器 緊急調達 ○施設への医療人材の派遣 等		要請の法的根拠等	協力依頼 等	県クラスター対策条例、特措法第24条第9項による要請 等	県クラスター対策条例による要請、特措法第45条も発動 等	<p>&lt;県民の皆様へのお願い&gt; ～ご自身と大切な人と地域を守ろう！会食・三密に注意！～ ○県のウェブページなどから正確な情報を確認し、不確かな情報に惑わされることなく、冷静な行動をとって下さい。</p> <p>○身近なところで感染する可能性もあり、十分注意。親しい間柄であっても、マスクを外す瞬間をウイルスが狙っている。引き続き「三つの密」を避け、人との感染防止距離(概ね2m)を取る、距離が取れない場合のマスクの着用、こまめな手洗い・換気などの感染予防に十分注意。特にリスクの高い高齢者、基礎疾患のある方や妊婦と会われる際は、特に注意。</p> <p>・帰宅後や何かを口に入れる前後(喫煙も含めて)の手洗いを徹底 ・人と会話する際や距離が近い場合のマスクの着用を徹底 ・倦怠感やのどの違和感、発熱、味覚・嗅覚など多少の違和感を自覚した場合、親しい人であっても人と接触する際にはマスクを着ける、人との会食はさける。</p> <p>○医療機関を受診したいと思った時は、事前に電話して指示に従う。少しでも体調が悪ければ通勤・通学を含め外出は控え、「発熱・帰国者・接触者相談センター」に相談を。</p> <p>○お店を利用の際は、「新型コロナ感染予防対策協賛店」、「新型コロナ対策認証事業所」(業界団体等からの推薦を受け、感染拡大予防対策に自ら取り組む事業所)の積極的な活用を。</p> <p>○感染拡大地域にお出かけの際は、県ホームページで毎日更新中の「感染警戒地域」情報を参考に、感染予防を徹底し、警戒をお願いします。</p> <p>○ご自身の予防と感染拡大防止のため、接触確認アプリ「COCOA」や「とっとり新型コロナ対策安心登録システム」等の活用を。</p> <p>○患者治療に当たる医療従事者やその家族などに対し、誤解や偏見に基づく差別をなくし、新型コロナに立ち向かっている患者、医療従事者の皆さまをみんなで応援しましょう。</p>	<p>&lt;事業者の皆様へ&gt; ・事業者の皆様は、業種別ガイドラインの遵守を徹底した上で、大切なお客様とお店・従業員を守るため、感染予防対策を十分に実施。</p> <p>・「とっとり新型コロナ対策安心登録システム」や厚生労働省「接触確認アプリ(COCOA)」を活用。</p> <p>&lt;イベント開催要件&gt; (9/19～当面11月末) 県版ガイドラインの遵守を前提に以下のとおりとする。</p> <p>【収容率要件】 ①歓声・声援等が想定されないもの 席がある場合：収容率100%以内 席がない場合：人と人が接触しない程度の間隔 ②歓声・声援等が想定されるもの 席がある場合：収容率50%以内 席がない場合：十分な人と人との間隔(1m)</p> <p>※全国的・広域的な人の移動が見込まれる祭り等については、対策が困難であることから、中止を含めて慎重に判断。</p> <p>【人数上限】 ①収容人数1万人超⇒収容人数の50% ②収容人数1万人以下 ⇒5,000人 (注)収容率と人数上限のどちらか小さい方を限度(両方の条件を満たす必要)</p> <p>※現時点確保病床占有率が25%以上になった場合は、9月16日以前の基準に戻すこととする。(9月16日までの基準) 感染防止策を徹底して次の基準で実施。</p> <p>【屋内】5,000人以下かつ収容定員の50%以下の参加人数 【屋外】5,000人以下かつ人との間隔を十分確保(概ね2m)</p> <p>○イベント開催申出制度 定員50%超又は1,000人超、全国的イベントを開催する場合、1箇月前までに申出書提出が必要。</p>	<p>【ガイドライン策定】 ○学校寮における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン ○部活動(運動部・文化部)における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン ○会社寮等におけるガイドライン</p> <p>【感染拡大防止クラスター対策等条例】 (8月臨時議会議決、令和2年9月1日施行) 県民及び事業者が一丸となって新型コロナウイルス感染症の克服に取り組む。(詳細は省略)</p> <p>【新型コロナウイルスに関する差別的扱いや誹謗中傷から陽性者等を守る共同行動宣言】 (令和2年9月10日 鳥取県、鳥取県弁護士会、鳥取県警察本部及び鳥取地方法務局) 互いに連携して、患者や家族など新型コロナウイルスと闘う方々への差別的扱いや誹謗中傷を防ぐとともに、寄り添って支援する取組を進める。</p>																							
	区分	注意報	警報	特別警報																																																																							
	判断指標	①新規陽性患者数 東部 1人/週、中部 1人/週、西部 1人/週	東部 3人/週、中部 2人/週、西部 3人/週																																																																								
	標	②現時点確保病床稼働率 —	圏域ごとに稼働率 15%超	圏域ごとに稼働率 50%超																																																																							
	運用	発令	圏域単位で発令																																																																								
発令期間		始期：①の基準に達した日 終期：②の基準を下回った日	始期：①②がいずれも基準に達した日 終期：①②がいずれかが基準を下回った日																																																																								
解除		①②のいずれかが基準を下回った日の翌日 (警報、注意報の要件を満たしている場合はそちらに移行)																																																																									
活動制限	外出・イベント・施設	○感染拡大を予防する事項の呼びかけを強化 ・手洗い励行、マスク着用 ・換気の徹底 ・施設内の消毒	○クラスター発生施設に係る箇所、3密な場所 ○状況に応じて不要不急の外出自粛を要請 ○市中感染が広がった場合、比較的規模の大きなイベント等から順次制限 ○必要性があると認められる業務や施設に限って要請	○生活維持に必要なものを除く外出自粛を要請																																																																							
	学校	○感染者の学校休業の検討が基本	○感染者の学校休業の検討が基本 ○市中感染の拡がり状況を勘案し、必要に応じて感染リスクの高い教育活動の制限、分散登校、休業等	○市中感染の拡がり状況を勘案し、必要に応じて該当の圏域又は全県での教育活動の制限、分散登校、休業等																																																																							
医療強化	保健所	○疫学調査応援職員を派遣	○疫学調査応援職員を派遣 ○相談センター応援職員を派遣 等																																																																								
	医療・福祉	○施設内感染対策の確認 ○病床確保の準備 等	○施設内感染対策の徹底 ○必要物資の送付、空床確保 等	○病床・人工呼吸器 緊急調達 ○施設への医療人材の派遣 等																																																																							
	要請の法的根拠等	協力依頼 等	県クラスター対策条例、特措法第24条第9項による要請 等	県クラスター対策条例による要請、特措法第45条も発動 等																																																																							
徳島県	<p>「とくしまアラート」の発動基準 &lt;現状&gt;9月18日「とくしまアラート」を全県域で解除 &lt;基準&gt;</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">①感染観察</th> <th colspan="2">②感染拡大注意</th> <th rowspan="2">③特定警戒</th> </tr> <tr> <th>注意</th> <th>強化</th> <th>漸増</th> <th>急増</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基本方針</td> <td colspan="2">早期発見、封じ込めで感染拡大防止を図る</td> <td>必要に応じ、特措法第24条9項による感染拡大防止を図る</td> <td>特措法第24条9項による感染拡大防止を図る</td> <td>国の指定を受け、特措法第45条等による強制性のある取組を実施する</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">発動基準</td> <td>直近1週間の累積新規感染者数</td> <td>—</td> <td>5人以上</td> <td>10人以上</td> <td>30人以上</td> <td>100人以上</td> <td>170人以上</td> </tr> <tr> <td>直近1週間の累積感染経路不明者割合</td> <td>—</td> <td colspan="2">50%</td> <td>50%</td> <td>50%</td> <td>50%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">病床の逼迫具合</td> <td>病床全体</td> <td>—</td> <td>—</td> <td colspan="2">最大確保病床の占有率 1/5以上 現時点の確保病床数の占有率 1/4以上</td> <td colspan="2">最大確保病床の占有率 1/2以上</td> </tr> <tr> <td>うち重症者病状</td> <td>—</td> <td>—</td> <td colspan="2">最大確保病床の占有率 1/5以上 現時点の確保病床数の占有率 1/4以上</td> <td colspan="2">最大確保病床の占有率 1/2以上</td> </tr> <tr> <td></td> <td>療養者数</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>100人以上</td> <td colspan="2">170人以上</td> </tr> <tr> <td></td> <td>PCR陽性率</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>10%</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td></td> <td>解除の判断基準</td> <td colspan="5">—</td> <td colspan="2">発動1週間経過後、状況及び発動基準を照らし合わせて判断</td> </tr> </tbody> </table>	区分	①感染観察		②感染拡大注意		③特定警戒	注意	強化	漸増	急増	基本方針	早期発見、封じ込めで感染拡大防止を図る		必要に応じ、特措法第24条9項による感染拡大防止を図る	特措法第24条9項による感染拡大防止を図る	国の指定を受け、特措法第45条等による強制性のある取組を実施する	発動基準	直近1週間の累積新規感染者数	—	5人以上	10人以上	30人以上	100人以上	170人以上	直近1週間の累積感染経路不明者割合	—	50%		50%	50%	50%	病床の逼迫具合	病床全体	—	—	最大確保病床の占有率 1/5以上 現時点の確保病床数の占有率 1/4以上		最大確保病床の占有率 1/2以上		うち重症者病状	—	—	最大確保病床の占有率 1/5以上 現時点の確保病床数の占有率 1/4以上		最大確保病床の占有率 1/2以上			療養者数	—	—	—	100人以上	170人以上			PCR陽性率	—	—	—	10%				解除の判断基準	—					発動1週間経過後、状況及び発動基準を照らし合わせて判断		<p>&lt;県民への呼びかけ&gt; 基本的な感染予防の徹底(3密回避等) ○3密回避を遵守した「新しい生活様式」の徹底に向けた注意喚起 ⇒感染者の多い「若年層」、中でも感染リスクの高い行動を取る対象者に向けた効果的な情報発信 感染拡大防止の主役として、高齢者等のみならず、自分自身のいのちを守ることにつながるというメッセージ</p> <p>○COCOA及び「とくしまコロナお知らせシステム」の普及促進</p> <p>○ターゲット毎に適切なメディアを通した分かりやすいメッセージの発信 [重症化しやすい人(高齢者など)] 3密の徹底的な回避、安全な活動については推奨 [中年] 職場での感染予防徹底、宴会等における注意喚起 [若者] クラブ活動等における感染予防徹底、宴会等における注意喚起 [医療従事者・介護労働者] リスクの高い場所に行かない</p>	<p>&lt;イベント開催の考え方&gt; 必要な感染防止策が担保される場合は緩和することとし、当面11月末まで、次の収容率と人数上限でどちらか小さいほうを限度とする。それ以外の場合は、従前の目安を原則とする。</p> <p>【収容率要件】 ①歓声・声援等が想定されないもの 席がある場合：収容率100%以内 席がない場合：人と人が接触しない程度の間隔 ②歓声・声援等が想定されるもの 席がある場合：収容率50%以内 席がない場合：十分な人と人との間隔(1m)</p> <p>※全国的・広域的な人の移動が見込まれる祭り等については、対策が困難であることから、中止を含めて慎重に判断。</p> <p>【人数上限】 ①収容人数1万人超⇒収容人数の50% ②収容人数1万人以下 ⇒5,000人 (注)収容率と人数上限のどちらか小さい方を限度(両方の条件を満たす必要)</p> <p>※現時点確保病床占有率が25%以上になった場合は、現在の基準に戻すこととする。</p> <p>※令和2年9月11日付け内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡「11月までの催物の開催制限等について」に準ずる</p> <p>&lt;大規模イベントにおける感染防止策の事前相談&gt; ・全国的な移動を伴うイベントや参加者が1,000人を超えるイベントを開催予定の場合の県へ相談感染拡大予防ガイドライン等を踏まえた対策等を求める。</p> <p>&lt;事業者のみなさんへ&gt; ・基本的な感染予防の徹底(3密回避等) ・ガイドラインの遵守を徹底。 ・COCOA及び「とくしまコロナお知らせシステム」の更なる周知及び普及促進の更なる強化 ・テレワーク等の推進</p>	<p>&lt;共通事項&gt; 「とくしまスマートライフ宣言!」(「新しい生活様式」「感染拡大予防ガイドライン」の実践)</p> <p>「徳島県新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止に関する条例」(令和2年10月16日施行) ・事業者の感染防止策が義務化 ・クラスター等発生時の公表の流れを策定 ・不当な差別的取り扱いや誹謗(ひぼう)中傷を禁止</p>
	区分		①感染観察		②感染拡大注意			③特定警戒																																																																			
		注意	強化	漸増	急増																																																																						
	基本方針	早期発見、封じ込めで感染拡大防止を図る		必要に応じ、特措法第24条9項による感染拡大防止を図る	特措法第24条9項による感染拡大防止を図る	国の指定を受け、特措法第45条等による強制性のある取組を実施する																																																																					
	発動基準	直近1週間の累積新規感染者数	—	5人以上	10人以上	30人以上	100人以上	170人以上																																																																			
直近1週間の累積感染経路不明者割合		—	50%		50%	50%	50%																																																																				
病床の逼迫具合	病床全体	—	—	最大確保病床の占有率 1/5以上 現時点の確保病床数の占有率 1/4以上		最大確保病床の占有率 1/2以上																																																																					
	うち重症者病状	—	—	最大確保病床の占有率 1/5以上 現時点の確保病床数の占有率 1/4以上		最大確保病床の占有率 1/2以上																																																																					
	療養者数	—	—	—	100人以上	170人以上																																																																					
	PCR陽性率	—	—	—	10%																																																																						
	解除の判断基準	—					発動1週間経過後、状況及び発動基準を照らし合わせて判断																																																																				